

企業における高年齢者が活躍できる 環境の整備と労働者協同組合

堀法律事務所
弁護士 福田 隆行

2024.6.19

自己紹介



弁護士 福田 隆行
堀法律事務所
第二東京弁護士会

【略歴】

1981年 生まれ
2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒
2007年 慶應義塾大学法科大学院修了
2008年 弁護士登録(登録番号38902)
第二東京弁護士会所属

【取扱分野】

一般企業法務

人事・労務、契約書作成・リーガルチェック、
不動産、債権回収、倒産処理など

一般民事

相続、離婚、交通事故、高齢者問題、不動産、
債務整理など

【近著】

- ・「あなたが変える裁判員制度～市民からみた司法参加の現在（いま）」(同時代社)
- ・「協同労働入門」(経営書院)



「協同労働入門」
Amazon販売ページ

高年齢者雇用安定法の枠組み

1 60歳未満の定年禁止(8条)

事業主が定年を定める場合は、その定年は、60歳を下回ることができない。

2 65歳までの雇用確保措置(9条)

定年を65歳以下に定めている事業主は、**高年齢者雇用確保措置**を講じなければならない。

(1) 雇用確保措置の内容

- ① 65歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 65歳までの**継続雇用制度**の導入
 - i 再雇用制度
 - ii 勤務延長制度

注1: 適用者は原則として希望者全員。

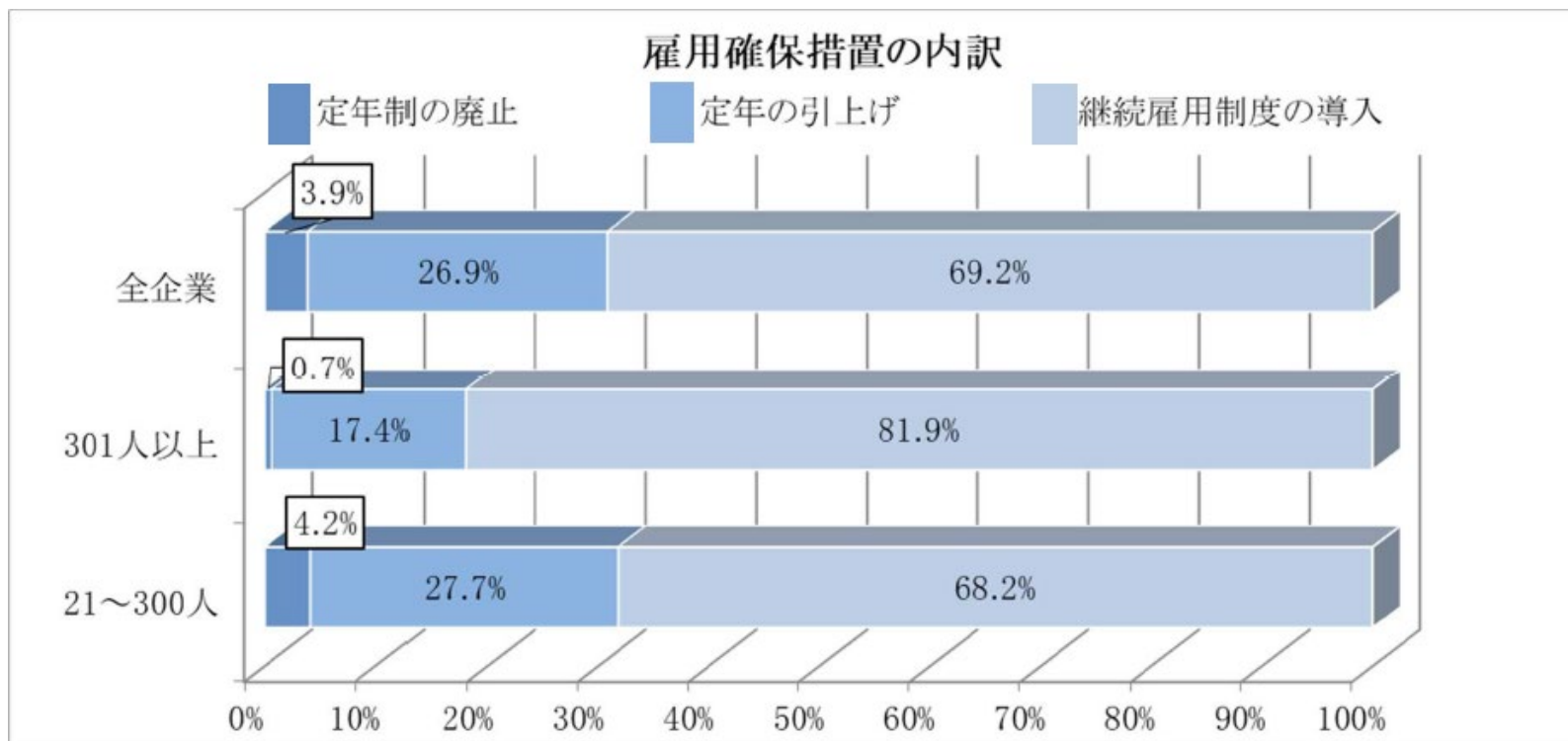
注2: 特殊関係事業主以外のお社で継続雇用する制度は不可。

⇔70歳までの就業確保措置では、特殊関係事業主以外のお社でも可。

高年齢者雇用安定法の枠組み

2 65歳までの雇用確保措置(9条)

(2) 雇用確保措置の実施状況



令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(厚生労働省)

3 70歳までの就業確保措置等(10条の2)

定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主、継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主は、高年齢者雇用確保措置に加え、下記いずれかの措置を講じる**努力義務**を負う。

(1) 就業確保措置等の内容

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入
 - i 再雇用制度
 - ii 勤務延長制度

} 高年齢者就業確保措置

注1: 対象者を限定する基準を設けることが可能。

注2: **特殊関係事業主以外**の他社でも可。

④ 創業支援等措置

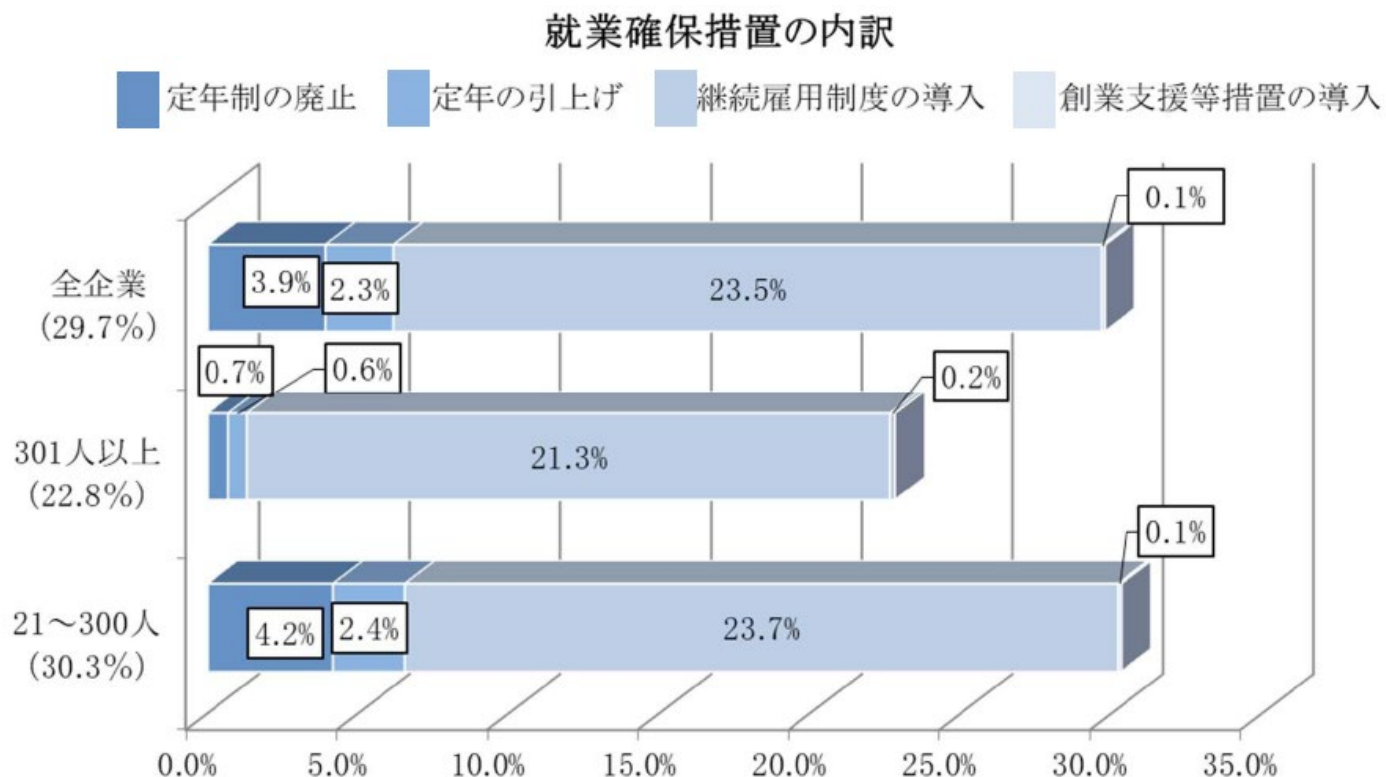
- i 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ii 70歳まで継続的に下記事業に従事できる制度の導入
 - ・事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - ・事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

注: 創業支援等措置のみを講ずる場合には、過半数労働組合等の同意が必要。

高年齢者雇用安定法の枠組み

3 70歳までの就業確保措置等(10条の2)

(2) 就業確保措置等の実施状況



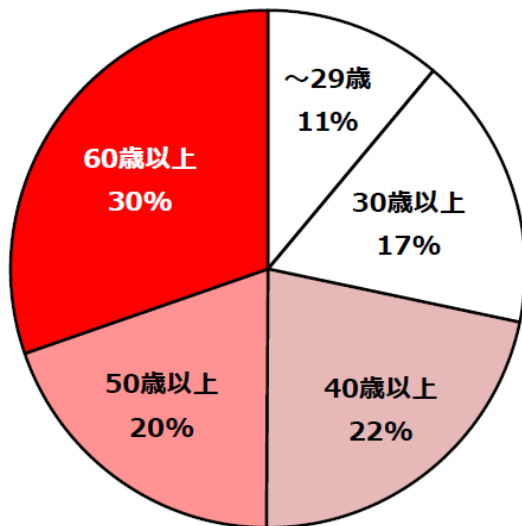
令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(厚生労働省)

1 創業支援等措置の内容

- (1) 70歳まで継続的に**業務委託契約**を締結する制度の導入
- (2) 70歳まで継続的に下記事業に従事できる制度の導入
 - ① 事業主が自ら実施する**社会貢献事業**
 - ② 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う**社会貢献事業**

2 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度

フリーランスの年齢構成



定年後にフリーランスとして働くことは、現実的な選択肢。

(n=7,478)

令和2年5月「フリーランス実態調査結果」
(内閣官房日本経済再生総合事務局)

3 70歳まで社会貢献事業に従事できる制度の導入

- ① 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- ② 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

「社会貢献事業」

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業。

「出資(資金提供)等」

自社から団体に対して、事業の運営に対する出資(寄付等を含む)や事務スペースの提供など社会貢献事業の実施に必要な援助を行う必要。

「団体」

公益社団法人に限られない。どのような団体でも「団体」に該当する。



社会貢献事業を行う団体である労働者協同組合の活用を

1 労働者協同組合とは

下記①～③を基本原理とし、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする非営利法人。

- ①組合員が出資すること(出資原則)
- ②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること(意見反映原則)
- ③組合員が組合の行う事業に従事すること(従事原則)

2 労働者協同組合の活用方法

(1) 労働者協同組合との連携

※労働者協同組合との間で、組合が、高年齢者に対して社会貢献活動に従事する機会を提供することを約する契約を締結する必要。

(2) 労働者協同組合への業務委託、又は出資(資金提供)等を行う。

※「出資(資金提供)等」...社会貢献事業の円滑な実施に必要な援助。

※法人が労働者協同組合に出資をして組合員になることはできない。

(3) 高年齢者が労働者協同組合の組合員となって働ける制度を設ける。

※就業規則等の変更が必要。

※制度導入後に個々の高年齢者と社会貢献活動に従事する契約を締結する必要。

※高年齢者就業確保措置と併せて設けた場合、過半数労働組合等の同意は必須ではない。

3 労働者協同組合を活用するメリット

(1) 高年齢者(働く人)のメリット

- ・組合員が意見を出し合って働き方を決めるため、多様な働き方を実現できる。
- ・組織に属しながらも主体性を持って働くことができ、モチベーション維持に繋がる。
- ・雇用契約を結んで働くため、社会保険関係の保護が受けられる。

(2) 事業主のメリット

- ・契約相手が法人であるため、一定の規模で業務を委託できる。
- ・労働法の規制を受けない。
- ・社会貢献に繋がる。



組合員の労働者性

◆ 労働契約締結義務

労働者協同組合は、その事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結しなければならない。

※労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有しなければならない。

※役員であっても組合の事業に従事する以上、労働契約を締結する必要がある。

ただし、①代表理事、②専務理事、③監事とは労働契約を締結する必要はない。

※労働契約を締結した組合員全員には、労働関係法規が基本的に適用される。

以下の点に留意する必要（令4・5・27雇均発0527第1号）

- ①組合員の賃金、事業に従事する時間等について労働関係法規を遵守すること
- ②組合員と期間の定めのある労働契約を締結する場合、パートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法令が適用されること
- ③組合員に対し、社会保険等の加入等、労働契約の締結を踏まえた必要な措置を講ずること

意見反映原則

◆ 意見反映原則とは

事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

⇒労働者協同組合の基本原理の1つ

(1) 意見反映原則の趣旨を支える規定

- ・組合員は各1個の議決権及び役員等の選挙権を有すること
- ・労働者協同組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること

(2) 意見反映原則を具体化した規定

- ・組合員の意見を反映させる方策に関する規定が労働者協同組合の定款の絶対的記載事項となること
- ・理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を通常総会に報告しなければならないこと